

内閣参質二〇一第一〇一号

令和二年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員松沢成文君提出喫煙室に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員松沢成文君提出喫煙室に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「新型コロナウイルスの感染拡大とこれによる重症化を防ぐために、国内の喫煙室の閉鎖を施設管理者に働きかけるべきである」の意味するところが必ずしも明らかではないためお答えすることは困難であるが、政府としては、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染の防止等に必要な対応について、健康増進法（平成十四年法律第三百三十三号）第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室等におけるものも含め、厚生労働省ホームページへの掲載、パンフレットの作成及び配布により周知等を行っているところである。